

質問書の回答について

工事名 京田辺市し尿等受入施設緑泉園更新工事

上記工事の公募型プロポーザル実施要領書等に関する第2回質問事項について、下記のとおり回答します。

記

(質問1)

公募型プロポーザル実施要領書 本文 p.7 4.3 (6) 技術提案書の受付(第二次審査) : 第1回質問回答(質問1)において、技術提案書(様式3-1~様式3-17)についても封入する旨の回答がありましたが、製本ファイル(正副合わせて11冊)を段ボール箱等にまとめて梱包し、封字を行った上で提出するとの理解でよろしいでしょうか。

(回答1)

お見込みのとおり。

(質問2)

公募型プロポーザル実施要領書 別添資料1 発注仕様書 p.3 1.2 (8) 設備概要 : 第1回質問回答(質問4)において、「耐震安全性の分類はⅡ類とします。」と回答をいただいておりますが、建築非構造部材についてはB類、建築設備については乙類と考えてよろしいでしょうか。

(回答2)

耐震設計に際しては、下水道施設の耐震対策指針と解説(2025年版)に基づくものとします(建築:大地震動、土木:レベル2地震動)。耐震安全性の分類はⅡ類、建築非構造部材についてはA類、建築設備については甲類とします。

(質問3)

公募型プロポーザル実施要領書 別添資料1 発注仕様書 p.5 1.2 (10) 4) ②生活用水 : 第1回質問回答(質問8)において、「上水に関する取合い点の位置、圧力、径、埋設深さをご教示ください。」との質問に対し、「引込管: HIVPφ30、H=0.8~1.0m」と引込管に関しても回答を頂いております。

一方、(質問56)既存の上水引込管に関する回答内容から、当該情報は既設の上水引込管に関するものであり、新設する引込管の材質および口径を指定するものではないとの認識でよろしいでしょうか。

(回答3)

既設の上水引込管に関しては、お見込みのとおり。新設する引込管の材質および口径の決定については、水道事業管理者(上下水道部上水道課)との協議によるものとします。

(質問４) 公募型プロポーザル実施要領書 別添資料１発注仕様書 p.12 1.8 (3) 1) ③特記仕様書 : 特記仕様書は技術提案の設計仕様書に当たるものとの認識でよろしいでしょうか。 (回答４) お見込みのとおり。記載の無いものについては公共下水道の各基準書の最新版によるものとします。
(質問５) 公募型プロポーザル実施要領書 別添資料１発注仕様書 p.13 1.8 (3) 3) ①実施設計図(仮設図)、②仮設計算書 : 仮設図および仮設計算書につきましては、「(4) 施工承諾申請図書」における施工計画書・施工要領書として、施工時に提出するものとさせていただきますよろしいでしょうか。 (回答５) お見込みのとおり。
(質問６) 公募型プロポーザル実施要領書 別添資料１発注仕様書 p.13 1.8 (3) 3) ⑤数量計算書 : 数量計算書については、工事内訳設計書に含まれていることから、別途提出は不要との認識でよろしいでしょうか。 (回答６) 工事内訳設計書とは別に、数量算出根拠を含めた数量計算書を作成することとします。
(質問７) 公募型プロポーザル実施要領書 別添資料１発注仕様書 p.17 1.9 (3) 5) 現場事務所(工事用事務所)及び資材置場 : 工事期間中の「既設管理棟解体に伴う運転管理のための仮設事務所」の設置及び電気・水道の引込みまでが本工事の所掌とし、使用料金の支払いについては貴市負担との理解でよろしいでしょうか。 (回答７) お見込みのとおり。
(質問８) 公募型プロポーザル実施要領書 別添資料１発注仕様書 p.26 3.2 (2) 2) 夾雑物除去装置 : 既設ドラムスクリーンでは、油分の付着等により自動洗浄だけでは十分に洗浄できないケースはございますでしょうか。その場合の対応方法についてご教示ください。 また、新施設においても同様の事象が発生した場合は、既設設備と同様に対応いただけるとの認識でよろしいでしょうか。 (回答８) 自動洗浄(高圧洗浄)で不十分な場合は、点検口を開けてカランホースで汚れ箇所を洗浄しています。新施設においても同様の対応とします。

(質問 9) 公募型プロポーザル実施要領書 別添資料 1 発注仕様書 p. 34 4.2 (3) 動力設備 : 動力制御盤や現場操作盤において、タッチパネルの採用を考えていますが問題ないでしょうか。 (回答 9) タッチパネルの採用については、腐食環境の部屋や直射日光のあたる場所を除き採用可能とします。採用の場合は、一括故障表示灯を別に設けることとします。
(質問 10) 公募型プロポーザル実施要領書 別添資料 1 発注仕様書 p. 45 5.2 (13) 5) ⑥職員厚生室 : 職員厚生室については、湯沸室を含めて約 7 畳の広さを確保するものとし、畳敷部分についてはそのうち 4.5 畳として計画しております。 上記計画により、発注仕様書の要求事項を満足するものと考えてよろしいでしょうか。 (回答 10) 職員厚生室及び湯沸室は、発注仕様書 5.2(13)5)⑥⑦の規定に従い個別に配置することとします。 職員厚生室は 6 畳～8 畳相当を確保することとします。
(質問 11) 公募型プロポーザル実施要領書 別添資料 1 発注仕様書 p. 50 5.4 (1) 1) ①解体施設概要 : 建設予定地にある既設キュービクルは、事前移設が必要となります。その際、既存設備の接地極を流用することは可能でしょうか。また、既存設備の接地極の埋設位置をご教示いただけますでしょうか。 なお、新施設においては新たに接地極を設置する計画としております。 (回答 11) 使用可能な状態であれば、移設に伴う接地極の流用は可能とします。埋設位置は不明です。
(質問 12) 公募型プロポーザル実施要領書 別添資料 1 発注仕様書 p. 56 5.4 解体・撤去工事 (2) 特記事項 3) ダイオキシン類付着物除去工事 ① ダイオキシン類分析結果表 : ダイオキシン分析値は燃え殻、ばいじんとしての溶出分析値でしょうか。 (回答 12) 焼却炉本体内部の付着物、スラッジドライヤー内部の堆積物、煙突内部付着物で、いずれも含有量です。

(質問 1 3)

公募型プロポーザル実施要領書 別添資料 1 発注仕様書 p. 57 5. 4 解体・撤去工事 (2) 特記事項 5) 建築物・構造物解体撤去工事 : 「3) ダイオキシソ類付着物除去工事」及び「4) 設備解体撤去工事」が完了した後の「5) 建築物・構造物解体撤去工事」については、P54「② ダイオキシソ類ばく露防止対策工事ア〜カ」に記載の対応は不要とし、通常の解体工事と同様に解体対象物を防音シートで養生する等の対応でよろしいでしょうか。

(回答 1 3)

お見込みの通り。

「5) 建築物・構造物解体撤去工事」については発注仕様書 P54「⑦公害防止基準」、「①準備・共通仮設工事」、P56「5) 建築物・構造物解体撤去工事」に記載の内容を順守のうえ計画すること。

(質問 1 4)

公募型プロポーザル実施要領書 別添資料 1 発注仕様書 p. 64 5. 4 (2) 10) 表ダイオキシソ類その他の各種測定計画 (参考) : 廃棄物 (ダイオキシソ・重金属) について受注者が廃棄物処理前に 6 検体測定する計画となっていますが、除染排水 1 検体の分析により必要な評価が可能と考えております。除染排水 1 検体での対応としても差し支えないでしょうか。

(回答 1 4)

ご質問の 6 検体は廃棄物 (除染排水のほか、レンガ・使用済み保護具など) を産業廃棄物として処分する際に必要と思われる検体数を示したものである。処分先によって条件が異なる可能性もあり得るため、受注者にて適切な検体数を見込むこと。